

特別養護老人ホーム あいぜん ご利用料金表

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（Ⅰ）

◎基本ご利用料金（1日あたり）

生活費①※1 (実費)		自己負担他	自己負担額② (介護保険)	自己負担合計額/1日 (①+②+③) (1ヶ月《31日分》)の合計額						
居住費	食費	要介護度	サービス 利用料	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第4段階 2割負担	第4段階 3割負担
「第1段階」		要介護度1	661	1,908 円	1,998 円	2,748 円	3,458 円	3,969 円	4,758 円	5,547 円
820円	300円			(59,148) 円	(61,938) 円	(85,188) 円	(107,198) 円	(123,039) 円	(147,498) 円	(171,957) 円
「第2段階」		要介護度2	730	1,985 円	2,075 円	2,825 円	3,535 円	4,046 円	4,911 円	5,776 円
820円	390円			(61,535) 円	(64,325) 円	(87,575) 円	(109,585) 円	(125,426) 円	(152,241) 円	(179,056) 円
「第3段階 ①」		要介護度3	803	2,066 円	2,156 円	2,906 円	3,616 円	4,127 円	5,072 円	6,018 円
1310円	650円			(64,046) 円	(66,836) 円	(90,086) 円	(112,096) 円	(127,937) 円	(157,232) 円	(186,558) 円
「第3段階 ②」		要介護度4	874	2,144 円	2,234 円	2,984 円	3,694 円	4,205 円	5,230 円	6,254 円
1310円	1360円			(66,464) 円	(69,254) 円	(92,504) 円	(114,514) 円	(130,355) 円	(162,130) 円	(193,874) 円
「第4段階」		要介護度5	942	2,220 円	2,310 円	3,060 円	3,770 円	4,281 円	5,380 円	6,480 円
1736円	1445円			(68,820) 円	(71,610) 円	(94,860) 円	(116,870) 円	(132,711) 円	(166,780) 円	(200,880) 円

※1生活費（食費・居住費）のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分（段階）	対 象 者
第1段階	老齢福祉年金を受給されている方または生活保護を受けている方。
第2段階	合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以下の方。預貯金額が単身650万円、夫婦1650万円以下の方。
第3段階 ①	合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以上、120万円以下の方。預貯金額が単身550万円、夫婦1550万円以下の方。
第3段階 ②	合計所得金額＋公的年金等収入額が120万円を超える方。預貯金額が単身500万円、夫婦1500万円以下の方。
第4段階	上記対象条件以外の方（市民税が本人または世帯課税） ※2単身500万円以上・夫婦1500万円以上の貯蓄がある方

※入居後において上記の条件（※2）が見直された場合、補足給付の対象となる可能性があります。

◎加算項目及び利用者負担額（1日あたり）

要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

加 算 項 目	算 定 要 件	加算料金/1日 (自己負担額)
初期加算	入居から30日間。入院後の再入居時も同様。	30円
安全対策体制加算	安全対策担当者の配置がある。入居時に1回のみ。	20円
入院・外泊時費用 (対象者のみ)	月に6日を限度とします。 (連続して7泊、複数の月にまたがる場合は13泊)	246円
③夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	基準を上回る夜勤職員を配置している。	46円
③サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護・介護職員の数に対して常勤職員の割合が75%以上配置している。	6円
③介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記利用料金(②+③)の83/1000を乗じた金額を加算。	59円～248円
③介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	上記利用料金(②+③)の23/1000を乗じた金額を加算。	16円～69円
④科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入居者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直す など情報を活用していること。	50円/月
④褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) (対象者のみ)	褥瘡発生に関する計画を立て支援し、褥瘡の発生がない場合に1ヶ月に1度算定する。	13円/月
④排せつ支援加算(Ⅰ) (対象者のみ)	排せつ支援改善計画を立て実施した場合に1ヶ月に1度算定する。	10円/月